

災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和について

丹波篠山市（以下「市」という。）では、台風や集中豪雨などにより市内で発生した公共土木施設災害、農林業施設災害等の復旧工事（以下「災害復旧工事」という。）について、工事請負契約条項第10条第3項に定める現場代理人の一部兼務規定について緩和し、災害復旧工事を迅速に施工し、市民の生命と財産を守るとともに、安全安心なまちづくりに資することとします。

1 現場代理人の兼務要件について

請負業者が、市が発注する災害復旧工事の現場代理人が、他の建設工事（既に契約済の建設工事を含む。）の現場代理人と兼務させようとする場合、次の要件を全て満たさなければなりません。

- (1) 兼務しようとする建設工事（以下「工事」という。）が、すべて市が発注した工事とします。
- (2) 1人の現場代理人が兼務できる工事は、1件の当初請負金額3500万円未満とします。
- (3) 兼務させようとする現場代理人が、他の工事で建設業法第26条に規定する専任を要する主任技術者、監理技術者補佐又は監理技術者でないこととします。
- (4) 現場代理人1人につき、兼務することができる工事の件数は3件までとします。この場合において、完成届を受理した工事については、その件数に含まないものとします。
- (5) 密接に関連する2つ以上の工事又は一体性が認められる2つ以上の工事の場合は、上記(2)に係わらず兼務することができます。（諸経費を調整する工事については、密接に関連する工事とみなします。）
- (6) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間、工事を全面的に一次中止している期間、工場製作のみが行われている期間のいずれかに該当する場合
- (7) 現場代理人の兼務を認めた工事については、その後の設計変更等の理由により(2)の要件を満たさなくなった場合においても、該当しているものとみなす。

3 兼務の手続について

請負業者は現場代理人を兼務させようとする場合、様式第1号により契約担当課の確認を得るものとします。

- (1) 兼務する工事の「配置予定現場代理人の資格及び工事経験調書」

4 兼務する工事現場の安全管理等について

請負業者が現場代理人を兼務させる場合、下記事項を遵守するとともに兼務する工事現場の安全管理を徹底しなければなりません。

- (1) 現場代理人の兼務をしている工事については、工事現場の安全確保を図るため、施工状況等を1週間に1度、市に報告しなければなりません。
- (2) 現場代理人を兼務させる工事のいずれかに常駐させなければなりません。

(3) 現場代理人は、市及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければなりません。

5 現場代理人の兼務の解除について

現場代理人が兼務する工事において、次のいずれかに該当する場合、市は現場代理人の兼務を解除することができます。

- (1) 工事現場において事故が発生した場合
- (2) 工事現場において苦情が頻繁に発生した場合
- (3) 特別の理由がなく、工事施工中の現場のいずれにも常駐していない場合
- (4) 現場を不在にする場合の連絡体制が監督員に通知されていない場合
- (5) 兼務する手続きについて虚偽があった場合
- (6) その他兼務の解除が必要となった場合

6 その他

平成28年6月1日以降に行う入札公告又は入札通知若しくは見積通知を行う工事から適用します。

【工事請負契約条項抜粋】

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条

- 2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
- 3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないことができる。